

栃木県緊急事態措置の概要

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和2年5月7日（木）から令和2年5月10日（日）
- ③ 実施内容 **現在の実施内容を継続**

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第45条「感染を防止するための協力要請等」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

●外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

- ・ 県民に対し、医療機関への通院、食料品等の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、**外出自粛を要請。**
- ・ 特に、旅行など都道府県をまたいだ人の移動や、「3つの密」が濃厚な形で重なる**繁華街の接待を伴う飲食店への出入り自粛を強く要請。**

●施設の使用制限の要請・協力依頼（特措法第24条第9項等）

- ・ 学校、遊興施設等に対して休止を要請。
- ・ 医療施設等、事業の継続を求める施設に対しては十分な感染防止対策の協力を要請。

●催物（イベント等）の開催自粛の要請（特措法第24条第9項等）

- ・ イベント主催者等に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

※ロックダウン（都市封鎖）を行うものではありません。